

極小国際機構と紛争

—グレナダ侵攻を事例として—

庄 司 真理子

はじめに

第二次世界大戦後、国際社会の組織化の流れに乗って、大変規模の小さい国際機構が多数設立された。これら極小国際機構は、国際社会においていかなる存在意義を持つものであろうか。極小国際機構の存在が却って紛争処理を難しくしている側面があるのではないか、との疑問も提示しうる。

1983年にカリブ海の小国グレナダに東カリブ海諸国機構（Organization of Eastern Caribbean States ; OECS）が侵攻した際に、このような国際機構の存在自体がなじみが薄く、いかなる対処をするべきであるかも定まった見解が存在しなかった。

本稿では、このグレナダ侵攻の事例に即して、次の問題を考察することとした。何故このような極小国際機構が成立したのか。他の国際機構との関係でいかなる位置付けがなされているのか。グレナダ侵攻に際してこれらの国際機構がいかなる対応を行ったか。紛争解決にあたってこれら国際機構が相互にいかなる対応をし調整をしたか、またいかなる事後処理を行ったか。以上の考察を通して極小国際機構の紛争における位置付けを明確化していくことが本稿の課題である。

グレナダ侵攻に関する研究⁽¹⁾は、これまで次のふたつの観点から論じられたものが主流をなしていた。第1は、侵攻をアメリカ合衆国によるものとしてとらえ、その違法合法を問うもの⁽²⁾。第2に、グレナダの国内に焦点をあて、何故マルクス・レーニン主義革命が成功しなかったかを問うものである⁽³⁾。本稿は、このいずれの観点に立つものでもない。国際機構論の立場から⁽⁴⁾、紛争に干与した複数の国際機構の動きに注目して考察するものである。

ところでグレナダ侵攻には、主に次の4つの国際機構が干与した。前述のOECS、カリブ共同体（Caribbean Community ; CARICOM）、米州機構（Organization of American States ; OAS）、国際連合（United Nations ; 国連）の四者である。ことにOECSおよびカリブ共同体は、大変規模の小さい極小

國際機構といえよう。

この場合の「極小」とは、いかなる規模のことを指すか。また何をもって「極小」の基準とするか、人口か、面積かあるいは経済力か。これは、1965年以来、国連の場で問題とされている極小国家（mini states）⁽⁵⁾の基準を、類推適用しうるのではないかと考えられる。極小国家の問題は、当時の人口が約30万人であったガンビアと、約10万人であったモルジブが、国連に対して加盟申請を行ったことから注目をあびた。本稿における「極小」国際機構も、この人口を主な考慮の対象としたい。

（補注）

当時のカリブ共同体諸国およびOECS諸国の人団は表1に示すごとくである。⁽⁶⁾ OECS内で、人口の最も多いセント・ルシアでさえ12万人と、東京の東村山市の13万4千人を下回る。カリブ共同体全体の人口を合計しても506.6万人で、千葉県全体の人口555.5万人よりも少ない。これに内包するOECSは、その約10分の1の約56万人しか保有していない超極小国際機構である。カリブ共同体やOECSは、非常に人口の少ない極小国際機構であるが、その設立基本条約の条文では、これらの国際機構に独立の法主体性が認められていると解される。

ところで、ここで本論に移るまえに、複数の国際機構の干与を招くまでのグレナダの国内情勢についてふれておくこととする。⁽⁷⁾

1974年、グレナダはイギリスから独立した。独立以前から自治州政府の首相であったエリック・ゲーリー（Eric Gairy）が、独立後もひきつづき同国の首相を勤めた。当時、退廃的政治を行っていたゲーリーに対抗すべく、モーリス・ビショップ（Maurice Rupert Bishop）は、ニュージュエル運動（New Joint Endeavor for the Welfare, Education and Liberation Movement : NJM）を結成した。1976年にはNJMにバーナード・コード（Bernard Coad）が参加し、政党としての形を整えるとともに、同党はマルクス・レーニン主義に傾斜していった。

1979年3月13日、ゲーリーが国連総会に出席するために出国していたすきに乘じて、NJMはラジオ局を占拠し、政権を奪取した。NJMはビショップの指導のもとに人民革命政府（Peoples Revolutionary Government ; PRG）を組織した。人民革命政府（PRG）の首相はビショップが勤め、NJMすなわち党指導部の中心的役割をコード副首相が勤めた。コードは教条主義的マルクス・レーニン主義者であったため、アメリカ合衆国のレーガン政権は、これを警戒していた。他方

ビショップは、首相として広く国民の人望を集めており、グレナダ経済への実利的考慮から、対米関係の改善に着手しようとしていた。このようなビショップとコードの政策の対立が、グレナダ政変の原因となった。

NJMの中心的指導者として、党内部においては人望のあったコードは、1983年10月13日ビショップとその側近を監禁した。これを知った国民が、ビショップ解放のために抗議行動をおこし、19日にはコード派の軍人と戦闘を行った。この戦闘の最中に、ビショップとその側近は暗殺され、多数の国民が虐殺された。同日、コード派のハドソン・オースチン（Hudson Austin）が議長となって革命評議会（Revolutionary Military Council : RMC）が結成され、戒厳令が敷かれた、10月21日RMCは戒厳令を解き、24日には、職場、学校、商店などが再開され、グレナダ国内は平常状態に戻った。国内の平常状態が回復された後、25日にOECSの6カ国軍と合衆国軍が、グレナダへ侵攻したのである。

次章では、何故カリブ共同体やOECSのごとき極小国際機構が成立するに至ったかをその歴史的背景から考察する。

(注)

- (1) 拙稿、「1983年グレナダ侵攻と国際機構」『外交時報』1255号、1989年2月号参照のこと。なお、上述の論文では、グレナダ侵攻に関わった主要なアクター、例えば、英連邦カリブ海諸国、アメリカ合衆国なども含めた考察を行った。本稿では、極小国際機構に焦点をあてて、これらの国際機構の成り立ちから考察する。
- (2) 国際法の立場から侵攻の違法合法を問う研究としては以下のものがあげられる。

*Francis A. Boyle, Ferguson C. Clide, Abraham Chayes, David J. Fine, Issak Dore, Richard Falk, Keith Nunes, Martin Feinrider and Burns Weston, "Inter-national Lawlessness in Grenada," *American Journal of International Law*, Vol.78, No.1, 1984. 国際法の観点から、グレナダ侵攻が違法であることを説明した研究である。*Scott Davidson, *Grenada: A Study in Politics and the Limits of International Law*, Avebury, 1987. 著者はイギリス人であり、イギリス総督の招請によって侵攻が正当化されることに対する疑問を述べている。*Christopher C. Joyner, "The United States Action in Grenada - Reflections on the Lawfulness of Invasion," *American Journal of International Law*, Vol.78, No.1, 1984. 国際法の立場から、侵攻の違法性について説明した研究。*John Norton Moore, "Grenada and the International Double Standard," *American Journal of International Law*, Vol.78, No.1, 1984. 合衆国・OECS連合軍による侵攻は合法であったとする見

解の論文である。侵攻は合衆国にとっては在外自国民を保護するためのものであった。またグレナダの自決を助けるための介入であり、イギリス総督による人道的干渉の要請もなされていた。合衆国とOECSの行動は、国連憲章第52条に基づく紛争の平和的解決の問題として理解されるとするものである。

国際政治学の立場から、アメリカ合衆国による干渉を研究したものとして、以下のものがある。*Peter M. Dunn & Bruce W. Watson, *American Intervention in Grenada, The Implication of Operation "Urgent Fury"*, Westview Press, Boulder and Loudon, 1985. アメリカ合衆国の軍事専門家の立場から、侵攻の政策決定過程を分析した研究。*Jiri Valeuta & Herbert J. Ellison, *Grenada and Soviet Cuban Policy ; Internal Crisis and US / OECS Intervention*, Westview Press, 1986. アメリカ合衆国の立場から、グレナダと旧ソ連、キューバとの密接な関わりを分析した研究。

邦語文献として注目されるものは以下のとおりである。*世野露生「"Operation Urgent Fury"」『ラテンアメリカ時報』No.34, 1983年12月。グレナダ侵攻事件について、速報のかたちで事実関係を整理した論文である。*有賀貞「グレナダ侵攻とカリブ＝中米政策の伝統」『世界』458号、1984年1月。*谷口郁生「中米、中東にらみ反共世界戦略を推進——レーガン“砲艦外交”の行方」『世界週報』第64巻47号、1983年。上記二者は、アメリカ合衆国による侵攻は、同国の伝統的なカリブ＝中米政策の一環としてなされたとする見解。*加茂雄三「グレナダ侵攻が意味するもの」『世界』458号、1984年1月。グレナダ革命の意味と、それに対するレーガン政権による反革命の手法を分析した研究。*西川潤「グレナダ報道と真実」『世界』458号、1984年1月。新聞報道の裏を読み取る必要があると指摘した研究。*松下洋「レーガン政権とラテンアメリカ政策の展開——中米紛争を中心に」『国際問題』322号、1987年1月。

- (3) グレナダでなぜマルクス・レーニン主義革命が成功しなかったかを研究した文献として以下のものがあげられる。*Colin Henfrey, "Between Populism and Leinism : The Grenadian Experience," *Latin American Perspective*, Vol. II No. 3, 1984. これはビショップの人民主義か、コードのレーニン主義かの問題を扱っている。*Richard Jacobs, "El proceso revolucionario en Grenada," *America Latina*, 10, 1983. グレナダ革命のプロセスについて分析した研究である。*Gordon K. Lewis, *Grenada : The Jewel Despoiled*, The Johns Hopkins University Press, Baltimore, Maryland, 1987. グレナダの新聞トーチライトとビショップ政権との抗争を扱った研究。*Carl D. Perris, "Interesses Comerciales, Libertad de Prensa y Grenada," *El Caribe Contemporaneo*, No. 7, 1983. 特にグレナダの内政問題に注目し、社会主义革命の進展状況を分析している。人民の人

権を無視しては革命はありえない、として第三世界の人民の意思や抵抗運動を重視している。人民主義（ポピュリズム）の重要性を強調する研究である。*Don Rojas, "Grenada : Detras de la Derrota de la Revolucion," *El Caribe Contemporáneo*, No.8, 1984. NJMのリーダーが革命と人民の関係について語った研究。

*Andrés Servin, "La Izquierda Caribeña Antes y Después de Grenada," *El Caribe Contemporáneo*, No.12, 1986. カリブ海の左翼とグレナダ紛争との関わりについて研究したもの。*Tony Thorndike, *Grenada : Politics, Economics and Society*, Frances Pinter (Publishers), London, 1985. 何故グレナダのマルクス・レーニン主義革命は失敗したか。マルクス・レーニン主義は、単なる理論的仮説にすぎない。グレナダの実態に合わせた革命の進行を考えるべきであった。マルクス・レーニン主義そのものも、国際社会の現実に即したものにつくりかえる必要がある、との立場からの研究である。

- (4) なお、本稿で扱った一次資料は、以下のものである。 **Documents on the Invasion of Grenada*, University of Puerto Rico, Rio Pierdras, 1983. (以下 *DIG* と略す)。 **Grenada Documents: An Overview and Selection*, the Department of State and the Department of Defence, September 1984, Washington, D.C. (以下 *GD* と略す)。 **The Grenada Papers*, Edited by Paul Seabury and Walter A. McDougall, Institute for Contemporary Studies, San Francisco, 1984. (以下 *GP* と略す)。 **United Nations General Assembly Official Records*. (以下 *UNGA* と略す)。 **United Nations Security Council Official Records*. (以下 *UNSC* と略す)。 **Caribbean Monthly Bulletin*, Vol.16~18. (以下 *CMB* と略す)。
- (5) 極小国家については、五十嵐正博「国際連合とミニステート」『法と政治』第28巻2号、1977年。
- (6) なお日本の人口については、総務庁統計局編『日本の統計』1991年、10~11ページを参照した。
- (7) なお侵攻以前のグレナダの国内情勢について詳しくは、拙稿、前掲論文、参照のこと。
(補注) なお表は本文最後に添付した。

I 極小国際機構の歴史的沿革

(1) カリブ共同体 (CARICOM)

カリブ共同体 (CARICOM) は、カリブ海地域にある次の13の国が所属する国際機構⁽¹⁾である。すなわち、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ (以下トリニダードと略す)、バルバドス、アンティグア・バーブーダ (以下アンティグアと略

す)、セント・クリストファー・ネビス、セント・ルシア、セント・ビンセント・グレナディーン(以下セント・ビンセントと略す)、グレナダ、ドミニカ国、モントセラート、ガイアナ、ベリーズ、バハマの13カ国である。

17世紀以来、この地域は同じイギリスの植民地として、同様の歴史をたどってきた。1620年代からイギリスはこの地域への入植を始める。16世紀半ばには、バルバドスを中心として砂糖革命がおこり、この地域は奴隸制砂糖プランテーション⁽²⁾で栄える。主に西アフリカから大量の黒人奴隸が導入され、その数は400万人に達すると言われている。17世紀から19世紀まで、この地域の島々はカリブ海の宝石と呼ばれて、奴隸貿易と砂糖生産で栄える。

18世紀には、フランス革命の影響を受けて、黒人奴隸が大蜂起を繰り返した。⁽³⁾これをみてイギリス議会は、1807年に奴隸貿易を停止し、1823年に奴隸制改革条例を出し、そして1834年には奴隸解放を承認した。奴隸制廃止によって小自作農や40時間労働者が増え、砂糖産業は衰退していった。

イギリスはこの地域の島々を国王直轄植民地として、総督府を置いて支配していた。直轄植民地として直接支配されたということは、西インド諸島の島々が相互に共同体意識を育てる契機を持たなかった。

しかし、同じイギリスの支配を受けたこの地域は、人種、言語、宗教、文化の面で同質のものがあった。⁽⁴⁾人種は黒人が大半を占め、言語は英語およびクレオール語、宗教は英國国教会で、文化はアフロ・カリブ海文化を共有していた。

20世紀に入り、植民地独立の気運のなかで、イギリスはこの地域を統一し、連邦国家として独立させようと試みた。1958年、前述の13カ国からガイアナ、ベリーズ、バハマの3カ国を除いた10国で、英領西インド連邦を結成した。⁽⁵⁾しかし、1962年にジャマイカとトリニダード、66年にバルバドスがあいついで分離独立し、連邦は解体した。この地域は政治的には一連邦国家として独立することができなかったが、経済的には植民地時代の単一市場を崩壊させないように、この地域を統合させる目的で、1968年にカリブ自由貿易連合(CARIFTA)⁽⁶⁾が結成された。CARIFTAは前述の13カ国からバハマを除く12カ国で構成されていた。その主な目的は、自由貿易地域の形成と拡大、カリブ開発銀行(Caribbean Development Bank:CDB)の設立、域内農業育成のための保護措置であった。これに基づいて1970年にCDBが設立された。

しかし、この地域の域内先進国と域内途上国の経済格差は大きく、域内先進国

にとってこれが負担であったため、CARIFTAは解体した。これを継承し、経済のみならず、政治、社会等々の分野を統合させる目的で、1973年にカリブ共同体⁽⁷⁾が結成されたのである。カリブ共同体の目的は、次の三点である。第1に加盟国間の経済統合で、この場合域内の経済格差の調整に配慮する。第2に、外交政策の調整、第3に、社会的、文化的、技術的な発展と相互理解を含めた機能的協力である。安全保障に関する協力や特別措置などは特に目的とはなっていない。

政治的統合は達成できなかったが、カリブ共同体諸国は、同じイギリスの植民地として他のヒスパニック系のラテンアメリカ諸国とは全く異なる同質的社会を構成している。

(2) 東カリブ海諸国機構 (OECS)

カリブ共同体に内包するようにして、さらにひとまわり小さい地域的国際機構であるOECSが存在する。

英領西インド連邦が解体し、バルバドス、ジャマイカ、トリニダード・トバゴの三国が分離独立したのち、残されたイギリス領のカリブ海諸国は、英領西インド連合州 (West Indies Associated States : WIAS)⁽⁸⁾としてまとめられた。このイギリスの植民地時代の統治機構が、のちのOECSの母体となった。OECSは、このWIASの時代の機構を加盟諸国の独立後もそのまま引き継いでいる国際機構といえよう。

1967年よりこのWIASでは首脳会議が隨時開かれている。それに先立って1965年に西インド連合州最高裁判所 (East Caribbean Supreme Court: ECSC) が設置された。ECSCは、植民地本国であるイギリス政府によって設置された裁判所であり、この地域全体の最高裁判所としての役割を果たしていた。

また、WIASは、1968年に東カリブ通貨機構 (East Caribbean Currency Authority: ECCA) を設置し、この地域に共通の通貨である東カリブ・ドルを管理する中央銀行として機能させた。

さらに経済面では、1968年に東カリブ共同市場 (East Caribbean Common Market: ECCM) が設置され、イギリス本国の指導のもとに、単一市場に近似した市場を形成している。ECCMは、CARIFTAが域内後進地域の発展のために組織した機構である。

このWIASとECCMは、1968年以降、機構的にはCARIFTAおよびそれを引き継いだカリブ共同体の下部機関として位置付けられている。

イギリスは、カリブ共同体をひとつの連邦国家として独立させることはできなかったが、WIASについては、共通の通貨を使用し、共同市場を形成し、共通の裁判所のもとにあるため、一国として独立させることを望んでいた。しかし、WIAS域内の諸国は、それぞれ、1974年にグレナダ、1978年にドミニカ国、1979年にセント・ルシアとセント・ビンセント、1981年にアンティグア、1983年にセント・クリストファー・ネビスが別々に独立している。

WIASは、域内ふたつの植民地を残してすべて独立した時点で、東カリブ海諸国機構(OECS)と名称を変更し、国際機構として再出発した。すなわち、OECSは、極小国際機構であるカリブ共同体から、さらにひとまわり小さい独立の国際機構として分離したのである。

OECSは、政治、経済、外交、軍事、安全保障、教育、等々の面でも共通の政策をとることを目指している。⁽⁹⁾前述のECCM、ECCA、ECSCもすべてOECSの下部機関として位置付けられ、引き継がれている。⁽¹⁰⁾

OECSの加盟諸国は、独立後も共通の通貨として東カリブ・ドルを使用し、共通の中央銀行としてECCAを共有している。またOECS諸国は、独立後もなお、国内の最高裁判所の機能をECSCという共通の機関に委託している。

このようにOECSは、一面では、植民地時代の遺産をそのまま引きずっているといえよう。しかしあた一面では、共通の通貨を使用し、単一市場に近い共同市場を形成し、共通の公用語で話し、中央銀行、最高裁判所を共有し、治安維持の面でも後述のごとき共有面を有する点で、非常に統合の度合いの高い国際機構ということができよう。

OECSは域外のラテンアメリカ諸国が結成している国際機構と、一線を画している点で、他の米州の国際機構と比較しても異質な存在といえる。表4のごとくに、1947年の米州相互援助条約(Inter-American Treaty of Reciprocal Assistance:略称RIOT)、1959年米州開発銀行(Inter-American Development Bank:IDB)、1976年のラテンアメリカ経済機構(Sistema Economico Latinoamericano: SELA)などの米州のほとんどの諸国が加盟している国際機構に、OECS諸国は加盟していない。唯一、グレナダがSELAに加盟しているにとどまる。それに比べ、カリブ共同体の加盟国は、多くがSELA、IDBなどに加盟している。

のことから次の2点が指摘されよう。第1に、OECSの閉鎖性である。OEC Sが中南米に属しながら、他のラテンアメリカ諸国と異なり、英語を主要言語と

することも、この閉鎖性の一因といえよう。またこの閉鎖性は、裏をかえせば、OECSの域内における結合力の強さや、域内依存度の高さを示しているともいえよう。

第2に、外部からの干渉を受けやすい点が指摘されよう。たとえば、RIOTに加盟している国が全くないということは、安全保障面で、グレナダ侵攻のごとき事件を引き起こしやすい条件となっていたともいいう。ただしRIOTの場合、1975年に改正議定書が作成され、これが未発効であるため、1975年以降に独立した諸国は、米州全域にわたる地域的集団安全保障条約に加盟することが困難であったことが一因であろう。OECS諸国がRIOTに未加盟であることが、必ずしも同諸国の安全保障上の閉鎖性を示すとは断言し切れない側面もある。ともあれ、IDBなどの経済的国際機構にも未加盟であることが、後述のごときレーガン政権によるカリブ海イニシアチブによる干渉を引き起こしやすい要因であったとはいえる。

以上みたように、OECSは、極小国際機構であったがために、特殊な特徴を備えていた。すなわち、植民地時代の機構をそのまま引きずっており、加盟国が独立を達成したのちも、WIAS、ECSC、ECCA、ECCMのごとき下部機関は、分離独立できなかった。それがために却ってOECSは、統合の度合いの高い国際機構となったのである。またOECS諸国は、他のラテンアメリカ諸国とは、一線を画し、米州において普遍的な国際機構には、加盟していない。そのことがOECSの閉鎖性や統合の度合いの高さを示すとともに、却って外部からの干渉を招きやすい条件ともなったのである。

(3) 極小国際機構と政治的多元主義

極小国際機構の誕生は、第二次世界大戦後の国連体制の申し子ともいべき二つの要因によるものといえよう。すなわち、一方で植民地独立、自決権の達成の気運があり、他方で国際社会の組織化の流れに乗って多数の国際機構が創設されたことに起因するのではないだろうか。自決権の達成と国際機構の創設は、極小国際機構においては切り離し難いふたつのテーゼともいえよう。OECS、カリブ共同体は、共にこのふたつの流れの中から創設されたと見ることもできる。英領西インド連邦および英領西インド連合州の植民地本国であるイギリスは、この地域が統一して一国として独立することを望んでいた。⁽¹¹⁾ 他方、この地域の島々はそれぞれ自治を獲得し、分離して独立すること、すなわち自決権の達成を望んで

いた。しかし現実問題として、これらの諸国は、経済力の面でも政治力その他の面でも自立することが難しかった。一方で自決権の要請があり、他方で分離独立の難しさの問題をかかえていたため、これらの諸国は、両者の妥協の産物として、国際機構の創設という選択を行ったといえよう。すなわち政治的には独立を達成しても、自立しきれない経済力その他の部分を、国際機構という形をとて植民地時代の機構を残すことによって補おうとしたのである。

前述のように、OECSやカリブ共同体は、表面上は独立した諸国の集合体としての国際機構の体裁をなしている。しかしその内実は、分かれ難い植民地時代の機構を共有しているのである。極端な地域内の同質性は、極端な異質性と同様に⁽¹²⁾共同体の発展を阻む作用を及ぼす、との見方もある。ヨーロッパ共同体（European Community）が、相互に異質の国の集まりであるからこそ統合を目指すのに対し、OECSやカリブ共同体は、同質の国であるからこそ、分離独立、主権平等、領土保全を指向しているといえよう。1979年にグレナダに人民革命政府（PRG）が出現することによって、同質性を基盤とするOECSとカリブ共同体は、政治的多元主義の挑戦を受けることとなる。すなわち、互いに同質の政治体制を有するこの地域の国々が、異質の政治体制の国の出現を許容して、その政治的独立を尊重しきれるかどうかを問われる問題が発生したのである。

カリブ共同体諸国は、グレナダのPRG政権がマルクス・レーニン主義革命路線を取ることに対して、多様な反応を示した。ジャマイカとガイアナはこれを歓迎した。当時ジャマイカではミハエル・マンレー（Michael Manley）政権が、民主社会主义を標榜しており、またガイアナではフォーブス・バーナム（Forbes Burnham）⁽¹³⁾が共同社会主義共和国を成立させていた。他方、バルバドスやトリニダードは、ビショップによるクーデターの憲法上の根拠について疑問をいだいた。しかし、PRG政権を明確に非難する国はなかった。これに対しWIAS諸国は、PRG政権のクーデターに困惑を示した。グレナダの革命を容認すると、今後この地域内の革命を簡単に認めなければならなくなるとの懸念から、緊急にWIASの会合が開かれた。WIASでは、革命を非難し、新政権承認を拒否する決定が下された。⁽¹⁴⁾しかし承認を拒否したのは、当時のWIAS内で独立国であったドミニカ国とセント・ルシアのみであった。その後1980年に、PRGがバーナム政権を批判したことからガイアナとの関係が悪化し、同年にジャマイカのマンレー政権が選挙で敗北を喫したことなどのいくつかの悪条件が重なって、革命グレナダは、⁽¹⁵⁾

WIASおよびカリブ共同体において孤立化していった。

折しも1980年11月、アメリカ合衆国に成立したレーガン政権は、カリブ海イニシアチブ（Caribbean Basin Initiative : CBI）を発表して、強硬な反共主義路線を打ち出した。⁽¹⁶⁾ CBIの主旨は、カリブ開発銀行（CDB）には資金援助をするが、その資金をグレナダに割り当ててはならない、とするものであった。このCBIをきっかけとして、この地域のグレナダに対する警戒の姿勢は一転するのである。CDBは、CBIに基づくアメリカ合衆国の資金援助を断った。カリブ海諸国はアメリカ合衆国よりも思想的多元主義に対して、ずっと洗練された感覚を持っている。アメリカ合衆国の強硬な政策を知って、却って革命グレナダと共に存する決心がついたのである。カリブ共同体の場合、首相同士の個人的関係が、国家間関係に影響を及ぼす。カリブ共同体の開催する首脳会議や外相会議の場が、国家間関係改善に役立った。敵対の政治は、寛容の政治へ変化したのである。他方、WIAS諸国の場合、グレナダへの警戒は全面的には払拭しきれなかった。1981年にOECSが成立し、グレナダはその一員として認められた。しかしOECSは、カリブ共同体のごとくに、独立の諸国の集合体ではない、機構の根の部分で、分離独立できない共有部分がある。それ故PRG政権が成立したことは、グレナダ一国の国内問題ではなく、OECS諸国共通の政治問題となつた。1982年10月29日、OECS諸国のうちグレナダ、セント・クリストファー・ネビス、英領モントセラートを除き、バルバドスを加えたかたちで東カリブ安全保障機構（East Caribbean Security Scheme: ECSS）⁽¹⁷⁾ が結成された。これは革命グレナダを警戒し、革命的暴動が、グレナダ以外のOECS諸国に波及した場合に備えて結成されたものであった。英領モントセラートとセント・クリストファー・ネビスが、ECSSに未加盟であるのは、前者が未独立国であり、後者が1983年9月19日に独立したばかりで軍隊を保有していないことがその理由であった。⁽¹⁸⁾ 他方、グレナダはOECS内では軍事大国であった。旧ソ連、キューバ、北朝鮮等の社会主義国と5つの軍事協定を締結しており、人民革命軍約2,500人、PRG構成員約600人を保有していた。⁽¹⁹⁾ OECS内の軍事大国、かつ他のOECS諸国とは異質な政治体制をとるグレナダが、この地域にとって脅威な存在であったと考えられよう。

次章では、このような歴史的経緯で成立し同質性を有する極小国際機構が、他の国際機構との関係で、いかなる制度的位置付けにあるのかを考察する。

(注)

- (1) *DIG*, pp.119~120.
- (2) 西村光夫監修『ラテン・アメリカの研究』世界経済調査会、1972年、95~96ページ
- (3) Davidson, *op.cit.*, pp. 3 ~ 4 .
- (4) Thorndike, *op.cit.*, pp. 2 ~ 4 .
- (5) Payne et al., *op.cit.*, p.89.
- (6) CARIFTAについて詳しくは、西村前掲書、474~475ページ。
- (7) カリブ共同体については、*DIG*, pp.119~127.
- (8) Davidson, *op.cit.*, p.41.
- (9) *DIG*, pp.128~139.
- (10) 表3参照のこと。
- (11) Payne et al., *op.cit.*, p.89.
- (12) Eric Solem, *Nordic Countries and Scandinavian Integration*, N.Y., 1977, p.11.
- (13) Payne et al., *op.cit.*, p.90.
- (14) *Ibid.*, p.91.
- (15) *Ibid.*, pp.93~94.
- (16) 藤田博訳「米州機構本部（ワシントン）でのレーガン米大統領の演説（全文）」
『國際問題』266号、1982年5月。
- (17) *CMB*, Vol.17, No. 7 ~ 8 , p.59.
- (18) セント・クリストファー・ネビスの沿岸警備隊設置について、1983年11月にバルバ
ドスの国会が審議、検討した。セント・クリストファー・ネビスには検討能力が不足
しているため、代わってバルバドスの国会が、沿岸警備隊のスタッフ、訓練、予算に
ついて検討した。自分の国の国内治安の問題でさえも他国の検討に依存しなければな
らないのが、この地域の国々の現実であった。
- (19) *GD*, pp.13~22.

II 國際機構相互の制度的關係

(1) 國際機構相互の位置付け

極小國際機構の位置付けを明確にするためには、国連、OAS、カリブ共同体、OECSそれぞれが、相互に他の国際機構についていかなる位置付けを行っているかを確認しておく必要がある。その場合、一般的関係と紛争解決に関わる問題と

に、ここでは区別して考察することとする。⁽¹⁾

国連憲章はその第8章に、地域的取極の項を設けて、地域的国際機構と国連との関係を、紛争解決に関わる分野についてのみ規定している。このことは国連憲章がOASのごとき地域的国際機構の存在を、全く予定していなかったとは解されない。しかし、広く国連と地域的国際機構の一般的関係あるいは紛争解決以外の分野における関係についてまで明確な見解を有していたとは言い難い。国連と地域的国際機構との関係は、むしろ地域的国際機構の設立基本条約を分析することによって明らかになろう。

OASは、その設立基本条約であるOAS憲章において、国連との関係を規定している。第1条ではOASが国連憲章第8章の地域的機構であること。第2条では、国連憲章に基づく地域的責任を果たす機構であること。第37条では、加盟国の国連憲章下における権利、義務を害するものではないこと、を規定している。これらの規定から判断するかぎり、OASは国連の配下にあって、その枠組みに組み込まれた機構と解することができる。また、「特別法は一般法に優る」の原則からすると、国連憲章が一般法としてOAS加盟国を拘束するのに対して、OAS三條約は特別法として加盟国を拘束するという見方もできよう。しかし、たとえ国連が消滅しても、OASは存続するから、OASは、国連とは別個の独立した機構であるという説もある。⁽²⁾ また現実問題として、国連が効率的に機能しなかった場合には、OASが第一義的責任を負う必要もでてこよう。国連とOASの関係について、その一般的規定のみから判断することは難しいといえよう。

カリブ共同体の設立基本条約では、域内の国際機構との関係と、域外の国際機構との関係を分けて論じている。⁽³⁾ 域内の場合第8条7項において、域内における独立の実体、その他の機関と協議することが規定されている。また、第18条において、OECS内のWIASとECCMは、カリブ共同体の連携機関であることが規定されている。他方、域外の国際機構との関係については、第8条4項において条約締結権について規定しているにとどまる。国連やOASとの関係については、全く言及されていない。カリブ共同体の場合、域内の国際機構については細かい規定が用意されているが、域外の国際機構との関係については、特に明示していないといえよう。

OECSの場合、域外の国際機構に注意を払っている。第3条1項においてカリブ共同体設立条約と国連憲章に十分な敬意を払うことを約束している。⁽⁴⁾ 第16条

1項では、他の国際機構との条約締結権、および実効的関係を保つことを規定し、同条2項では、非加盟国や他の国際機構のオブザーバーを受け入れることを規定している。⁽⁶⁾

設立基本条約のみを見るかぎり、他の国際機構との関係について、統一的な規定があるわけではなく、また、相互の権限関係も特には明確に規定されていない。解しようによつては、普遍的国際機構である国連とOASのごとき地域的国際機構、および極小国際機構であるカリブ共同体、OECSが、すべて並列的関係で捉えられるとも言えよう。ともあれ、グレナダ侵攻のごとき紛争に対して国際機構相互の関係を明確にするためには、紛争解決にかかる条項も考察し、整理しておく必要があろう。

(2) 紛争解決と国際機構の相互関係

紛争解決における国際機構の権限関係については、国連とOASとの関係に関する研究が数多くなされている。国連とその他の地域的な極小国際機構との関係については、国連とOASとの関係から類推適用しうる場合が多い。それ故、ここでは、まず、国連とOASとの権限関係について学説を整理する。その後に、極小国際機構であるカリブ共同体およびOECSの紛争解決に関わる権限を分析して、紛争解決における極小国際機構の位置付けを明らかにしたい。なお、国際機構の紛争解決に関わる権限関係は、平和的解決、強制行動、集団的自衛権などの活動内容ごとに、異なった対応がなされる。それ故ここでは、活動内容ごとに分析を試みることとする。

国連では、国連憲章第53条1項は、「いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取組に基づいて又は地域的機関によってとられてはならない」と規定している。すなわち強制行動については、地域的国際機構は、安全保障理事会の承認があって初めてなしうる点で、安全保障理事会に優位を認めたものといえよう。この国連優位の考え方に対する反対し、地域的国際機構の自律性を強調して、たとえ強制行動であったとしても国連の統制を受けない、とする学説もある。しかし、学説の大半は、国連優位を認めている。問題は、何をもって強制行動というかである。これについては次の5つの説に分けられる。強制行動には、軍事的措置、非軍事的措置双方が含まれるとする説。⁽⁷⁾ 非軍事的措置は強制行動ではないとする説。⁽⁸⁾ 劝告に基づくものでも軍事的措置は強制行動であるが、⁽⁹⁾ 劝告に基づく非軍事的措置は強制行動ではないとする説。⁽¹⁰⁾ その措置は強制力の

程度によって区別すべきだとする説⁽¹¹⁾がある。軍事的措置については、実際に武力行使がなされたか否かが重要であって、その措置が勧告に基づくものであるか否かは大きな問題でない。それ故、実際の武力行使が国際機構によってなされたのであれば、勧告による措置も強制行動の範疇に含めるべきであろう。他方、非軍事的措置については、それが国際機構の勧告によって措られた場合、その措置が制裁としての意味を持つのか、通常の国交関係の一環としての意味を持つものであるのか判断しがたい場合がある⁽¹²⁾。それ故、勧告に基づく非軍事的措置は強制行動に含まれない、とするのが妥当であろう。いずれにせよ、強制行動における国連優位には、異論はなかろう。

一方、集団的自衛権については、国連憲章は第51条において、加盟国がこれを行使することを認めている。ただしそれは「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に行使されなければならず、かつ「この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」という条件がついている。しかしこれらの条件は国連を地域的国際機構より優位にたつものであるとするレトリックとしては作用しても、現実の紛争処理にあたって国連の優位を必ずしも示すものではない。むしろ国連憲章第51条は、安全保障理事会が拒否権によって機能遂行不能に陥ったとき、あるいは第53条の安全保障理事会の承認を経ずに行動しようとする時、地域的国際機構の軍事的措置を可能ならしめるものと言えよう。OASでは、集団的自衛権を、間接侵略のごとき武力攻撃以外の侵略の場合や、攻撃の脅威の場合などにも発動しうるものと広げて解釈するべきであるとの議論⁽¹³⁾もなされている。他方で国連憲章第51条の範囲内でのみその発動を認めるべきであるとして、集団的自衛権の濫用を懸念する見方⁽¹⁴⁾もある。

平和的解決について、国連は、憲章第52条2項において、「地方的紛争を安全保障理事会に付託する前に、この地域的取極又は地域的機関によってこの紛争を平和的に解決するようにあらゆる努力をしなければならない」と規定している。これは同第33条1項およびOAS憲章第23条とともに、平和的解決の分野における地域的国際機構の優位、すなわち地域的国際機構先議の原則（先議則）を確認する規定である。同原則によると、地域的紛争の平和的解決は、国連ではなく地域的国際機構に第一義的責任が課せられることになる。この先議則を支持する学説、懸念を示す学説、その両説の中間説の三説がある。さらに先議則を支持する

学説には三種ある。第一に、紛争解決に関する国連の過重な負担を軽減するため(15)に先議則が設けられたのだと考える説。第二に、地域的国際機構の独立性、自律性を考えて、国連の干渉を排除し、先議則を尊重するべきであるとする説。(16)第三に国連へ議事を持っていくと米ソの冷戦の術策に左右される危険があるから、あくまで紛争はOAS内部で收拾するべきであるとする説、がある。これに対し(17)て先議則に懸念を示す学説としては、OASの場合、国連の干渉を排除するとアメリカ合衆国の干渉が強化されるから、ラテンアメリカ諸国としては、むしろ安全保障理事会が紛争に干与することを歓迎している、とする説がある。中間説(18)は、安全保障理事会と地域的国際機構双方が同時に紛争に干与でき、ここは並行的管轄権が成立するという説である。国連憲章の先議則は、この中間説を意図(19)していたと考えられる。国連憲章第52条4項、第34条、第35条は、国連の安全保障理事会および総会は地域的国際機構に係属中の紛争を調査し、加盟国あるいは非加盟国の提訴に基づいてこれを審議することも可能である、と規定している。すなわち、中間説をとる場合の先議則とは、順序の後先の問題ではなく、地域的国際機構による紛争処理が第一義的に認められるが、その間、安全保障理事会が前述の条項を根拠として紛争を調査し、審議できる、と解釈される。

このように、OASと国連との権限関係に関する研究は、様々な角度から論じられている。しかし、OASは、その内側に内包する地域的国際機構との紛争解決に関する関係については、その設立基本条約においても全く触れていない。それ故、紛争解決における地域的な極小国際機構の位置付けについては、極小国際機構の設立基本条約の分析によるしかない。

カリブ共同体の設立基本条約には、安全保障に関する規定は用意されていない。主にこの地域の経済、社会、文化の統合を目的とする(20)国際機構だからである。それ故、基本的には、他の国際機構との紛争解決における権限の抵触の問題も生じない。

他方、OECSの場合は、設立基本条約第5条1項において、防衛安全保障委員会（Defence and Security Committee）の設置が認められている。⁽²¹⁾第8条3項ではこの地域内における集団安全保障について規定していると共に、第8条4項では、OECSが国連憲章51条に基づいて集団的自衛権を行使することについても規定が設けられている。また、紛争の平和的解決については、同第14条1～3項において、交渉、調停などの平和的解決手続きを優先すべきことと、OECS⁽²²⁾

の調停委員会による勧告あるいは決定は最終的なものであり、加盟国を拘束するものであることが規定されている。これらの条項を分析するかぎり、OECSと国連の関係は、OASと国連の関係に準じると解釈して差し支えないだろう。

国連、OAS、カリブ共同体、OECSそれぞれの国際機構の設立基本条約を分析するかぎり、個々の国際機構独自の紛争解決に関する規定は整備されている。しかし、紛争解決における国際機構の相互関係については、詳細な規定はない。国連憲章の中に、OECSのごとき極小国際機構に関する特別の規定もない。極小国際機構もOASも、紛争解決においては同様の地域的国際機構とみるのが妥当であろう。条文解釈の次元でそのような分析がなされたとしても、実際の事例では、いかなる判断がなされたのであろうか。グレナダ侵攻にあたっての、国際機構の対応を考察することによって、これを判断していくこととする。

(注)

- (1) なお、OECSおよびカリブ共同体に関する研究は、国際機構論による分析ではほぼ皆無に等しい。それ故、一次資料として両機構の設立基本条約を分析することが本稿の第一目的となる。
- (2) 拙稿「1965年ドミニカ危機における国連と米州機構の役割」『国際政治』第81号（1986年3月）181ページ。
- (3) Arthur P. Whitaker, "Development of American Regionalism—The Organization of American States," *International Conciliation*, No.469 (1951), pp.146~147.
- (4) *DIG*, pp.122~124.
- (5) *Ibid.*, p.124.
- (6) *Ibid.*, p.138.
- (7) Charles O. Lerche jr., "Development of rules relating to peace keeping by the Organization of American States," *Proceedings of the American Society of International Law*, Vol.59 (1965), p.65.
- (8) Josef L. Kunz, "The Inter-American Treaty of Reciprocal Assistance," *American Journal of International Law*, Vol.42, No.1 (1948), p.117.
- (9) Inis L. Claude, "The OAS, the UN and the United States," *International Conciliation*, No.547 (1964). 渡辺幸生「米州機構(O・A・S)の安全保障」『福岡大学法学論叢』第19巻1号、1974年。
- (10) 中村道「地域的強制行動に対する国際連合の役割——米州機構の事例を中心に——」『変動期の国際法』有信堂、1979年、42ページ。

- (11) John W. Halderan, "Regional enforcement measures and the United Nations," *Georgetown Law Journal*, Vol.52 (1963) ,pp.92~96.
- (12) 例えば、経済的措置については、大国対小国の問題がからむと、非常に相対的な問題となる。大国が通常の貿易活動の一環として、ある小国との貿易量を削減した場合を想定してみよう。それが大国にとって特別の意味をなさない行動であったとしても、小国はこれに大きく影響される。逆に、小国が大国に対して経済断交措置をとっても、大国はこれを制裁と受け取るほどの打撃を受けない場合がある。それ故、同様の行動をとったとしても、その行動に法的裏付けがなされない限り強制行動か否かを即断することは難しいといえよう。しかし、国際関係の中で同問題を考察し直す場合、法的裏付けがなくとも、実態として、その行動の相手国が制裁と受けとめるほどの経済措置であるならば、そのような判断のもとに、非軍事的措置についても考察し直す必要があろう。
- (13) Halderman, *loc. cit.*
- (14) Kunz, *loc. cit.* 川島慶雄「米州機構の安全保障制度」『阪大法学』第47号、1963年。梶村寛「集団的自衛権と地域的取極」『経済と法』第15号、1982年。
- (15) Aida L. Levin, *The OAS and the UN : Relations in the Peace and Security Field*, United Nations Institute of Training and Research, 1974.
- (16) Arthur P. Whitaker, "Development of American Regionalism –The Organization of American States," *International Conciliation*, No.469(1951), pp.146~147.
- (17) Lerche, *loc. cit.*
- (18) J.A.Houston, *Latin America in the UN*, Greenwood Press Publishers, Westport, Connecticut, 1956. Claude, *loc. cit.*
- (19) 中村道「米州機構の平和維持機能と国際連合(1)(2)」『法学論叢』第80巻6号、第81巻3号、1967年。同「地域的機関先議の主張——国連憲章上の限界——(1)(2)(3)」『岡山大学法学会雑誌』第3巻1・3・4号、第27巻1号、1971・77年。
- (20) DIG, pp.120~121.
- (21) *Ibid.*, p.131.
- (22) *Ibid.*, p.133~134.
- (23) *Ibid.*, p.137.

III. 侵略時の国際機構の対応

(1) 東カリブ海諸国機構OECS

1983年10月19日、グレナダで政変がおこり、PRGが倒され、急進的な左翼グループによって、RMCが結成された際に、この地域の政治的多元主義に対する姿勢の問題が再燃した。すなわち、OECS諸国は、グレナダの政変によって、政治的独立、自決権の相互尊重というような高い理想を追求しきれるかどうかの選択を迫られるに至った。

10月15日に合衆国官吏からビショップ首相救出の打診を受けていたバルバドスは、21日に、同国で、緊急会合を開いた。⁽¹⁾ この会議では、OECS諸国代表とバルバドスとの事前の話し合いの後、ジャマイカと合衆国を招請して、グレナダに軍隊が派遣されることが決まった。⁽²⁾

この決定より1年前の1982年10月29日に、東カリブ安全保障機構（ECSS）が、⁽³⁾ 結成されていた。これは、前述のごとく革命グレナダを警戒し、革命的暴動が、グレナダ以外のOECS諸国に波及した場合に備えて結成されたものであった。しかし、ECSS構成国の中でもバルバドス以外は、国防予算も軍隊もなく、唯一OECSの域外國であるバルバドスが沿岸警備隊を有していた。それ故ECSSは、この地域の全くの治安維持のための警察隊を意図したものという見方も成り立つ。しかし、1982年より数回にわたって、ECSSによる安全保障会議が開催されている。⁽⁴⁾ さらに1983年3月にバルバドスとアメリカ合衆国を含みグレナダを除くOECS諸国の軍艦がバルバドスを基地として、グレナダ海域に接近した。⁽⁵⁾ また、表4に示すごとくに、ECSS構成国と、侵略国の構成が似ている。侵略にあたっては、形式的には、OECSがアメリカ合衆国の援助を要請したことになっており、ECSSは、前面にでてきていない。しかし、10月25日の軍事侵略は、OECSの枠組みとは別に、ECSSなどの次元で準備され、行動に移されたものという見方もできよう。

ところでOECSは、侵略理由について、次の3点を発表している。⁽⁶⁾ ①ビショップ暗殺と軍隊による政権奪取を憂えて、②OECS条約第8条に基づく適当な措置をとる。③総督のもとでの民主的選挙の実施を要請する。

今回の侵略で疑問とされているのは、次の点である。まず、OECS条約第14条

に基づく平和的解決がつくされていない。また、同第8条が示すような、「外部からの侵略」はない。さらに、集団的措置の決定は全会一致によるものと規定されているが、グレナダが同意したとは思えない。⁽⁷⁾ 最後に、すでに独立した国で、植民地時代の総督が政府の正式代表といいうのであろうか。このあたりにこの地域の諸国が、未だに植民地時代の問題を引きずっているということがいえよう。

OECS諸国以外の侵攻国の参加理由について、次の3点を指摘している。⁽⁸⁾ ①バルバドスがこの地域の安全保障機構の参加国であること。②バルバドスとジャマイカがカリブ共同体の加盟国であること。③最後に、近年グレナダが軍事大国化していること、である。理由の①はECSSのことを想定しているのだろう。このことからも、侵攻がOECSの枠組みを離れてなされたものであることが指摘される。理由の②はのちに見るように、カリブ共同体が侵攻に対して何の承認も与えていない以上、何の理由にもならない。理由の③は侵攻を正当化する理由となるかどうか疑問である。但し、OECSにとってグレナダは、この地域で異質の政治体制を持つ唯一の軍事大国であった。そこで19日のごとき政変が勃発すれば、域内安全保障が脅威にさらされることとなるとして警戒したのだろう。

侵攻が、厳密にいうとOECSの枠組み内でなされたものであるか疑問である。しかし結局はこの地域の安全保障が脅威にさらされることを恐れての行動であった。OECS諸国は、同質的社會であり、根の部分で、その同質性を捨て切れなかつた。統合の度合いが高いあまりに異質な政治体制の出現を寛容に受け止められなかつたのであろう。

(2) カリブ共同体

19日のグレナダ政変に対して、カリブ共同体は、その対応策を協議するために、⁽⁹⁾ 10月22～23日にかけて緊急会合を開催した。そこで次の6点が話し合われた。

- ①民主的選挙に基づく政府を早期に再建すべきこと。
- ②カリブ共同体諸国専門家による事実収集委員会の派遣。
- ③グレナダ国内の外国人の安全と避難の要請。
- ④カリブ共同体諸国による平和維持軍の派遣。
- ⑤英総督をグレナダの正式の交渉相手とする。
- ⑥外交関係を断絶し、経済制裁を実施する。

カリブ共同体諸国は、外交関係断絶、経済制裁、英総督を正式の交渉相手とするなど、対RMC警戒姿勢では一致していた。しかし平和推持軍の派遣については意見が別れた。④の提案をRMCが承諾しない場合には、共同体以外の国の援助を得て、武力行使するべきである、との提案に、トリニダード、ガイアナ、ベ

リーズ、バハマが反対したのである。トリニダード、ガイアナなど侵攻不参加国は、何も知らされないまま侵攻がなされた、として侵攻を強く非難した。結局、会議はもの別れに終わった。カリブ共同体は内部分裂の危機にさらされることになった。

10月19日のグレナダ国内の政変に対して、OECSとカリブ共同体の対応は、一面で共通点もあるが、結果的には全く異なった反応を示した。すなわち、両者とも対RMC警戒姿勢では一致しており、植民地時代の英総督を正式の交渉相手としている。OECSもカリブ共同体も、イギリスの統治をうけた同質的な社会を構成しているからであろう。しかし結果として、OECSは一枚岩のごとくに侵攻を支持し正当化した。一方、カリブ共同体は、武力行使に関する意見の相違から内部分裂の危機にさらされた。もし、カリブ共同体の中で、武力行使賛成派の意見が通っていたなら、侵攻はOECSによるものではなく、カリブ共同体の要請によるものとされたであろう。カリブ共同体は、OECSと比較して政治的多元主義に対して寛容な社会であったからこそ、前述のごとき意見の相違がみられたのであろう。

(3) OAS

10月25日の軍事侵攻がなされたのち、26日よりOAS理事会特別会議が開催された。31のOAS加盟国の中、キューバとスリナムが欠席した。OAS諸国の反応は多様なものであった。¹⁰⁰ OAS憲章第18条の不干渉原則と第20条の領土保全に違反する、として侵攻を積極的に非難したのは、メキシコ、パナマ、ニカラグアなどであった。アルゼンチンとドミニカ共和国のように、特に名指しの非難はせず、不干渉が無視されたことのみ嘆くという消極的非難を行った国もあった。積極的であれ消極的であれ、侵攻を非難した国は、合計15カ国であった。他方、侵攻を支持した国は合計で11カ国、うち侵攻当事国が7カ国、その他は親米派のエルサルバドル、チリ、グアテマラ、ホンジュラスであった。侵攻非難決議成立のためには3分の2以上の賛成が必要である。15対11となると非難国にとって不利となる。すなわち、侵攻非難決議が否決されるという形を残すよりは、表決に付さないほうが非難国にとってよいと判断される。それ故結果的に、OASは何の動きも見せなかった。

しかし、OECSとアメリカ合衆国の連合軍の侵攻に、何の承認も与えなかったことに意義があるといえよう。OASは、1962年キューバ封鎖、1965年ドミニカ

共和国の危機の折に、全会一致の承認を与えることによって侵攻を正当化した。グレナダ侵攻については、何の非難決議も成立させなかつたが、侵攻を積極的に承認しなかつた点で、先例とは異なつた意義があるといえよう。また、このように何の動きも示さないことによって、意見の相違によるOASの内部分裂の危機を免れた。

(4) 国連

10月25～28日、緊急安全保障理事会が開かれて、グレナダ、侵攻当事国、事態の重要性を鑑みた40国以上の代表が投票権なしで参加し、激しい議論の末、ガイアナ、ニカラグア共同決議案が採決に付された。⁽¹¹⁾しかし決議案はアメリカ合衆国1国の拒否権で否決され、審議は総会に移された。

11月2日から開催された総会では、多くの国がアメリカ合衆国・OECS連合軍の侵攻を非難した。そのおもな意見は、連合軍とは名ばかり、95%が合衆国軍である。侵攻は集団安全保障の措置ではなく、武力不行使原則違反である。⁽¹²⁾緊急事態に対応したのではなく、以前から計画が練られていた行動である。⁽¹³⁾OECS条約が示す、「外部からの侵略」ではなく、国内事項不干渉原則違反である。国連では、侵攻に対して厳しい評価を行う国が多く、OECSが一丸となって侵攻を正当化したことと、好対象をなしている。

このような総会での審議ののち、賛成108、反対9、棄権27の圧倒的多数の賛成で、ガイアナ、ニカラグア共同決議案にベルギー修正案を加えたものが可決された。⁽¹⁴⁾その主旨は次の6つの点であった。①国際法違反の軍事干渉を遺憾とする。②それによる罪のない市民の死を悼む。③グレナダの主権、独立、領土保全の尊重を要請する。④軍事干渉の即時停止と外国軍の即時撤退の命令。⑤民主的に政府を選べるように、自由選挙の早期実施を要請する。⑥国連事務総長は事態を査定し、72時間以内に報告することである。

その後、同決議に基づき、国連事務総長代理がグレナダに派遣され、30時間の間現地に滞在し情報収集をして、国連による紛争処理はすべて終了した。しかし、合衆国・OECS連合軍は即時撤退せず、その後も平和維持軍と名を変えて、⁽¹⁵⁾グレナダ国内に駐留し続けた。⁽¹⁶⁾治安維持の真空を埋めるなんらかの形の警察軍が必要であったとしても、侵攻軍が名目を変えて駐留し続けることは、国連決議に反する結果となってしまったことは否定できない。さらに、真に民主的でグレナダ国民の自由な意思、自決権を尊重した選挙がなされたかどうかも疑問である。

侵攻軍が駐留し続け、NJMやRMCの中心的人物は、アメリカ合衆国によって捕えられ尋問された。同国の指示のもとに、東側諸国の外交使節団とキューバの民間人はすべて一掃された。

このように、国連決議採択後、むしろ決議の意図に反する事後処理がなされた。賛成108という圧倒的多数の支持によって成立した国連決議も、単なる国際社会への呼び掛けに留まってしまった。

(注)

- (1) *DIG*, pp.35~36.
- (2) *Ibid.*, pp.37~38.
- (3) *DIG*, p.36 ; Lewis, *op.cit.*, p.93 ; *CMB*, Vol.17, No. 3 ~ 4 , p.46.
- (4) *GP*, p.10 ; *CMB*, Vol.17, No. 3 ~ 4 , p.46.
- (5) *Latin American Regional Reports: Caribbean*, March 1983.
- (6) *SCOR*, 38th yr, Suppl.10~12, S/16070.
- (7) *Davidson*, *op.cit.*, p.108.
- (8) *SCOR*, 38th yr Suppl.S/16070.
- (9) *DIG*, pp.75~78.
- (10) *Miami Herald*, Nov.20, 1983.
- (11) *SCOR*, S/PV.2491, 197.
- (12) *SCOR*, S/PV.2487, 47~50.
- (13) *SCOR*, 38th yr Suppl.S/16093.
- (14) *GAOR*, Doc.A/38/L. 8 & Add.1; Doc.A/38/L. 9 .
- (15) *GAOR*, Doc.A/38/568.
- (16) *Ibid.*

IV 國際機構相互の対応と事後処理

(1) 相互の対応

以上の、侵攻時における国際機構の行動から、それぞれの国際機構が相互にいかなる対応を行ったかを整理してみよう。国際機構の相互関係について導き出される結論は、次の2点にまとめられよう。

第1に、非常に政治的な判断に基づいて、国際機構がその相互の役割分担を

決めてしまっている点が指摘される。

カリブ共同体の場合、域内の国際機構であるOECSとの関係は悪化した。また、カリブ共同体自身も、侵攻を支持する国と反対する国に分かれ、内部分裂の危機に瀕した。⁽¹⁾同機構は、もともと域外の国際機構との調整については、設立基本条約においても予定していなかった。それ故、侵攻を非難した域内加盟国、すなわちトリニダード、バハマ、ガイアナが個々別々に国連やOASに働きかけることとなった。

OASの場合、ヒスパニック系の国が圧倒的多数の国際機構である。英語圏であるアメリカ合衆国と英連邦カリブ海諸国の問題を論ずるには限界があつたろう。また、OECSがOAS憲章以外、ほとんど米州地域の機構に加盟していなかつたことも、OASの干与の限界となつた。さらに、国連とOASの間で、責任を譲り合ってしまったことも問題であろう。国連憲章第52条の問題として、地域的国際機構が管轄するべきである、との議論もあつた。他方、OAS事務局では、キューバやソ連の参加している国連の場で審議するべきである、との議論もなされた。⁽²⁾結果としてOASは何の決議も採択しなかつたため、制度的な権限関係について判断することなく、審議は国連の場に移されたのである。

第2に、今回の事例において、OECSは、一個の法人格を持った国際機構として扱われたかどうかが疑問である。

侵攻当事者であったOECSとアメリカ合衆国は、それぞれOECSの国際機構としての措置であったと説明している。グレナダ侵攻の場合、実際に武力行使がなされたのであるから、平和的解決すなわち地域的国際機構先議の原則は主張できない。OECSはこの行動を、国連憲章第51条およびOECS条約第8条4項に基づく集団的自衛権の行使であると説明する。⁽⁴⁾他方、アメリカ合衆国は、国連憲章第53条およびOECS条約第8条3項の、地域的国際機構による集団安全保障の措置であると説明した。⁽⁵⁾侵攻当事者間でも見解の相違はあったが、OECSを国際機構として認めていた点では相違はない。

国連では、国連憲章第51条であろうと第53条であろうと、いずれにせよ事前あるいは事後に、安全保障理事会による承認がなされなければならない。しかし、アメリカ合衆国による拒否権の行使によって、この点については何の結論も出されずに、審議は国連総会に移されたのである。前述の国連総会において採択された決議を見るかぎり、国連はOECSを国際機構として扱っていないといえよう。

あくまで総会では、侵攻は国連憲章第2条4項の武力不行使原則違反の問題として非難された。それ故、国際機構の相互関係の問題も生じないと判断であろう。

OECSが、設立基本条約を基礎に、独立の法主体性をもつ国際機構である以上、これをそれとして認定したうえで、いかなる対処をなすべきかが判断されるべきであろう。

(2) 事後処理

国連は、事後処理をほとんど行わなかった。カリブ共同体の加盟国であるトリニダードとバハマは、国連に対し次のような決議案を提出して事後処理を要請した。⁽⁶⁾ ①英連邦カリブ海諸国によるグレナダ国内の安全保障。②事実収集委員会の派遣。③国連の専門機関等による経済的・社会的発展の援助。④国連事務総長による周旋。しかし、同決議案は採択されずに終わった。同決議案の内容は、同じカリブ共同体の国として、グレナダが必要としている国際機構による事後処理を的確に表現したものであった。もしこれが採択されていれば、国連による事後処理も異なったはずである。

OASの場合、若干の事実収集と経済援助を行った。1983年11月にOECSと相互経済技術協力方針を確立し、翌年1月28日にOASが現地視察団を派遣した。⁽⁷⁾ 同視察団は、グレナダ政府の変化がOASの種々の計画を混乱せしめるものではないことを報告した。そして4月3日には、グレナダの教育、科学、文化の発展のために、同国暫定政府に対してUS\$45,000を援助した。⁽⁸⁾

OECSやカリブ共同体にとって、グレナダをどう再建するかという問題のみならず、これら極小国際機構をどう立て直すかが問題となった。

内部分裂の危機に瀕していたカリブ共同体を救ったのは、1983年11月29日にインドで開かれた英連邦首脳会議であった。⁽⁹⁾ 同会議では、カリブ共同体諸国が協力して、グレナダの法と秩序の再建に努力すべきこと。および同諸国が、相互の友愛と協力の精神を早期に回復すべきことが決められた。分裂の危機にあったカリブ共同体諸国は、グレナダ再建問題を通してかろうじて紐帯を保ったのである。同年11月、CDBでは、政治体制安定を見込んで、合衆国の投資家が殺到していることが問題とされた。そこでCDB議長が、グレナダの経済再建問題に協力することを表明した。⁽¹⁰⁾ ともあれカリブ共同体は、自己の機構を保持することで手いっぱいであった。1984年5月、カリブ共同体とOECSの不和が原因で、域内貿易は、前年より13%減るに至った。⁽¹¹⁾

結局、事後処理は侵攻当事者であったOECSの手に委ねられることとなった。戦闘終結後も、OECS・合衆国連合軍がカリブ平和維持軍（Caribbean Peace Force: CPF）と名を変えて、駐留し治安の維持にあたった。1984年1月27日には合衆国、ジャマイカ、バルバドスなどの侵攻当事国も加えたかたちでOECS首脳会議が開催された。⁽¹²⁾ CPFの派遣にあたって、財政、人員の負担がこれらの国にとって重いため、トリニダード、カナダを招請することが検討された。また、OASと相互経済技術協力方針を確立した。OASと政治面のみならず経済技術の面でも協力することによって、グレナダのみならず、今回の事件で負担となったこの地域の経済を立て直していくこうというものである。同年3月には、CPFにグレナダ、セント・クリストファー・ネビスも含めることとなり、さらに4月には、⁽¹³⁾ CPFにグレナダも協力することとなった。

以上みたように国連は、圧倒的多数の賛成によって、侵攻非難決議を採択しているながら、ほとんど何も事後処理を行わなかった。それ故、結局は侵攻当事者であるOECSに事後処理が委ねられ、その意図に沿った方向でグレナダの再建がなされた。CPFの監視のもとに、1984年12月に選挙がなされ、新国民党（New National Party）のハーバート・ブレイズ（Herbert Blaize）⁽¹⁴⁾が首相となった。これは、選挙に先立つ同年6月「グレナダに左よりの政権ができるることは、OECSにとって幸せなことではない」とOECS議長が言明していたことからもわかるように、OECS諸国の望んだ結果であった。

（注）

- (1) *DIG*, pp.75~78.
- (2) Moore, *loc.cit.*
- (3) *New York Times*, Oct 26, 1983.
- (4) *SCOR*, 38yr Suppl.S/16070.
- (5) *SOOR*, 38yr Suppl.10~12, S/16076; *New York Times*, Oct 26, 1983.
- (6) *GAOR*, Doc.A/38/L.10.
- (7) *CMB*, Vol.18, No. 1~3, 1984.
- (8) *CMB*, Vol.18, No. 4~5, 1984.
- (9) *DIG*, pp.89~90.
- (10) *CMB*, Vol.17, No.11~12, 1983.
- (11) *CMB*, Vol.18, No. 4~5, 1984.
- (12) *CMB*, Vol.18, No. 1~3, 1984.
- (13) *CMB*, Vol.18, No. 4~5, 1984.
- (14) *CMB*, Vol.18, No.10~12, 1984, pp. 9~13.
- (15) *CMB*, Vol.18, No. 4~5, 1984.

おわりに

第Ⅰ章では、極小国際機構が何故、いかなる歴史的背景のもとに創設されたかを考察した。カリブ共同体もOECSも共に、イギリスの植民地として同様の歴史を歩んできた。イギリスがこの地域を統一して一国として独立させようと意図していたにもかかわらず、それぞれ分離独立し、相互の連携は国際機構という形で保つにいたった。これら極小国際機構は、第二次世界大戦後の国連体制の申し子ともいうべき2つの要因、すなわち植民地の独立と国際社会の組織化の流れに沿って登場してきたものといえよう。しかしながらカリブ共同体とOECSは、同様の極小国際機構でありながら政治的多元主義に対する寛容の度合いは異なっていた。前者は、域内にグレナダのような異質の政治体制を持つ国の出現に寛容であった。他方後者は、植民地時代に共有していた制度をそのまま保持しており、機構の根の部分で分離独立できていなかった。そのため、機構内部にECSSのごとき安全保障機構を創設してグレナダを警戒した。

第Ⅱ章では、前述のごとき歴史的経緯で成立した極小国際機構が、他の国際機構との関係でいかなる制度的位置付けにあるかを考察した。ここでは特に国連との関係で、地域的国際機構がその配下にあるとは一般的には理解されず、むしろ活動内容ごとにその権限関係が異なることを確認した。すなわち、平和的解決の分野では、地域的国際機構が優位に立ち、地域的国際機構先議の原則が成り立つ。これに対して集団的自衛権の行使および強制行動の分野では、国連が優位、すなわち安全保障理事会の承認が必要である。地域的国際機構の中でも極小国際機構の位置付けが問題となる。カリブ共同体の場合、もともと紛争解決を目的とする機構ではなく、これに関わる規定はない。他方OECSの場合、平和的解決、集団的自衛権、強制行動それぞれの規定があり、前述の地域的国際機構の位置付けに準じる解釈がなされるべきであろう。ともあれ国連憲章では、OASのごとき地域的国際機構に内包する極小国際機構の存在までは予定されておらず、またその制度的位置付けもなされているわけではない。

そこで、第Ⅲ章において実際のグレナダ侵攻の事例を通して、それぞれの国際機構がいかなる紛争解決を行ったかを考察した。この考察から次の3点が問題となる。第1に、グレナダの総督に対する評価の問題である。この地域の極小国際機構すなわちOECSとカリブ共同体は、双方とも総督をグレナダの正式の政府代表として認めている。他方、国連はこれを認めず、グレナダの政治的独立、領土

保全を強調している。極小國際機構にとって、植民地時代の制度は独立後もなお無視しがたい重要性を持っている。他方国連にとって、このような極小國際機構の特殊事情は理解し難いものであったのだろう。第2に、軍事侵攻の評価の問題である。OECSが国連憲章第51条の集団的自衛権の行使であると説明しているのに対して、国連はこれを国連憲章第2条4項違反の武力行使であると判断している。また、軍事侵攻が実際にはOECSの枠組みを離れて、ECSSの枠組みでなされたとも言いうる。さらに、もしカリブ共同体の加盟国がすべて今回の軍隊の派遣に賛成していたなら、その枠組みで軍事侵攻がなされた可能性もある。確かにすべき軍事侵攻が先に存在し、どの國際機構の枠組みでそれを行うかは、後で選択されたという見方も成り立つ。しかし結果としてOECSがその決議において集団的自衛権の行使であることを明確にした以上、このOECSの行動として軍事侵攻の法的裁断がなされるべきであつただろう。第3に、それぞれの國際機構の政治的多元主義に対する寛容度の相違が、軍事侵攻に対する対応の相違となつて表れた。国連は圧倒的多数の賛成によって、侵攻を非難した。OASは何も決議を採択しないことによって侵攻に対する積極的評価を控えた。カリブ共同体は侵攻賛成国と非難国に分かれ、内部分裂の危機に陥った。OECSは一致して侵攻当事者となった。一般に、國際機構による紛争解決活動は、中立的で非政治的なものと受け取られ易い。しかし前述のごとくにそれぞれの國際機構がその政治的経緯から四者四様の対応をなしている。ことに多数の國際機構が紛争に関与する場合、それぞれの歴史的政治的背景によって対応が異なることに留意するべきであろう。

第IV章では、國際機構の相互の対応と事後処理について考察した。四者四様の國際機構が、非常に政治的な判断に基づいてその相互の対応と役割分担を決めてしまっている点が問題とされた。また、この事例においてOECSの存在がいかに評価されたかが疑問となつた。例え取るに足らない極小國際機構であったとしても、独立の法主体性ある國際機構である以上、これをそれとして認定したうえでの対応がなされるべきであろう。ことに事後処理は侵攻当事者であったOECSの手に委ねられた。紛争処理をなすべき國際機構が多数存在しながら、事後処理を相互に譲り合ってしまっている点も問題であろう。

本稿では、極小國際機構がグレナダ侵攻という一事例に即していかなる対応を行い、いかなる扱われ方をしたかを中心に考察した。第二次世界大戦後の國際社

会の組織化の流れに乗って、植民地から十分脱却しきれない極小国家がその解決策として極小国際機構を組織するという点が注目されるべきであろう。こうして成立したOECSは、同じ植民地時代の制度を共有するという意味で非常に統合の度合いの高い国際機構となった。OECSが、同質的社會を構成する国際機構であるが故に、⁽¹⁾ グレナダ侵攻のごとき事件を引き起こしたといえよう。そして、紛争解决にあたって、それぞれの国際機構が非常に政治的な判断に基づいて対応し役割分担を行っている。国際機構論の立場から、今一度、極小国際機構の存在を考え直すべきであろう。このような極小国際機構が存在する以上、これを否定することなく、むしろ国際機構による紛争解决プロセスに積極的に位置付けていく試みが必要であろう。グレナダ侵攻の事例の場合、地域的国際機構や極小国際機構の紛争解决における位置付けが明確でなかった点が指摘される。国連総会では、1965年以来、⁽²⁾ 地域的国際機構との協力のあり方が審議されてきた。ことに1987年以降、国連と地域的国際機構との協力と調整の試みが積極的になされるようになつた。⁽³⁾ しかし、本稿の事例にみるような地域的国際機構に内包するような極小国際機構の問題までは議題とされていない。今後は極小国際機構までも視野に入れた国際機構による紛争解决プロセスが考慮されるべきであろう。

(注)

- (1) この点についてアメリカ合衆国のレーガン政権による砲艦外交として、グレナダ侵攻を捉える説が多い。しかし、OECSの側にも、軍事侵攻を行う原因があったと解釈できる。
- (2) GAOR, A/20, Agenda Item 108, 1965 & GAOR, Res. 2011, 1965.
- (3) GAOR, A/42, Agenda Item 22, 23, 25, 142 & 143, 1987.

表1：カリブ共同体諸国の人団・面積・貿易収支等の統計

	独立年	首 都	人 口	面 積
グレナダ	1974	セント・ジョージズ	110,000 (1981)	344km ²
セント・クリストファー・ネビス	1983	バステール	44,404 (1980)	262km ²
アンチグア・バー ブーダ	1981	セント・ジョンズ	76,138 (1981推定)	441km ²
ドミニカ国	1978	ロゾー	74,089 (1981)	790km ²
セント・ビンセント・ グレナディーン	1979	キングズタウン	122,000 (1980)	389km ²
セント・ルシア	1979	カストリーズ	122,000 (1981推定)	616km ²
モントセラート(英領)		プリマス	11,606 (1980)	102km ²
バルバドス	1966	ブリッジタウン	249,000 (1980)	431km ²
ジャマイカ	1962	キングストン	2,095,878 (1982)	11,424km ²
トリニダード・トバゴ	1962	ポート・オブ・スペイン	1,060,000 (1980)	5,128km ²
ガイアナ	1966	ジョージタウン	725,000 (1981推定)	214,970km ²
ベリーズ	1981	ベルモパン	167,000 (1981UN推定)	22,963km ²
バハマ	1973	ナッソー	209,505 (1980)	13,934km ²

GNP(国民総生産) および1人当たりGNPは1984年のデータ。

“World Bank Atlas” “Deadline Data on World Affairs”などによる。

貿易－国連 “Monthly Bulletin of Statistics”, “The Europa Year Book”など、
ドル表示はモントセラートを除いてすべて米ドルである。

* モントセラート EC\$=東カリブ\$

公用語	GNP (億ドル)	1人当たり G N P (ドル)	通 貨	貿易収支	
				輸 出	輸 入
英 語	0.8	880	東カリブ\$	0.2	0.6 (1984)
英 語	0.6	1,390	東カリブ\$	0.2	0.5 (1985)
英 語	1.5	1,830	東カリブ\$	0.4	1.5 (1984)
英 語	0.8	1,080	東カリブ\$	0.3	0.5 (1983)
英 語	1	900	東カリブ\$	0.5	0.7 (1984)
英 語	1.5	1,130	東カリブ\$	0.5	1.2 (1984)
英 語	—	—	東カリブ\$	1.2*	35.9*(100万EC\$*)
英 語	11	4,340	バルバドス\$	3.5	6.1 (1985)
英 語	25	1,080	ジャマイカ\$	5.6	11.1 (1985)
英 語	84	7,140	トリニダード ドバゴ\$	21.6	15.3 (1985)
英 語	4.7	580	ガイアナ\$	0.4	2.6 (1984)
英 語	1.8	1,150	ベリーズ\$	0.7	1.3 (1984)
英 語	9.6	4,260	バハマ\$	33.9	40.9 (1984)

表2：カリブ共同体－カリブ共同市場機構図
CARICOM CCM

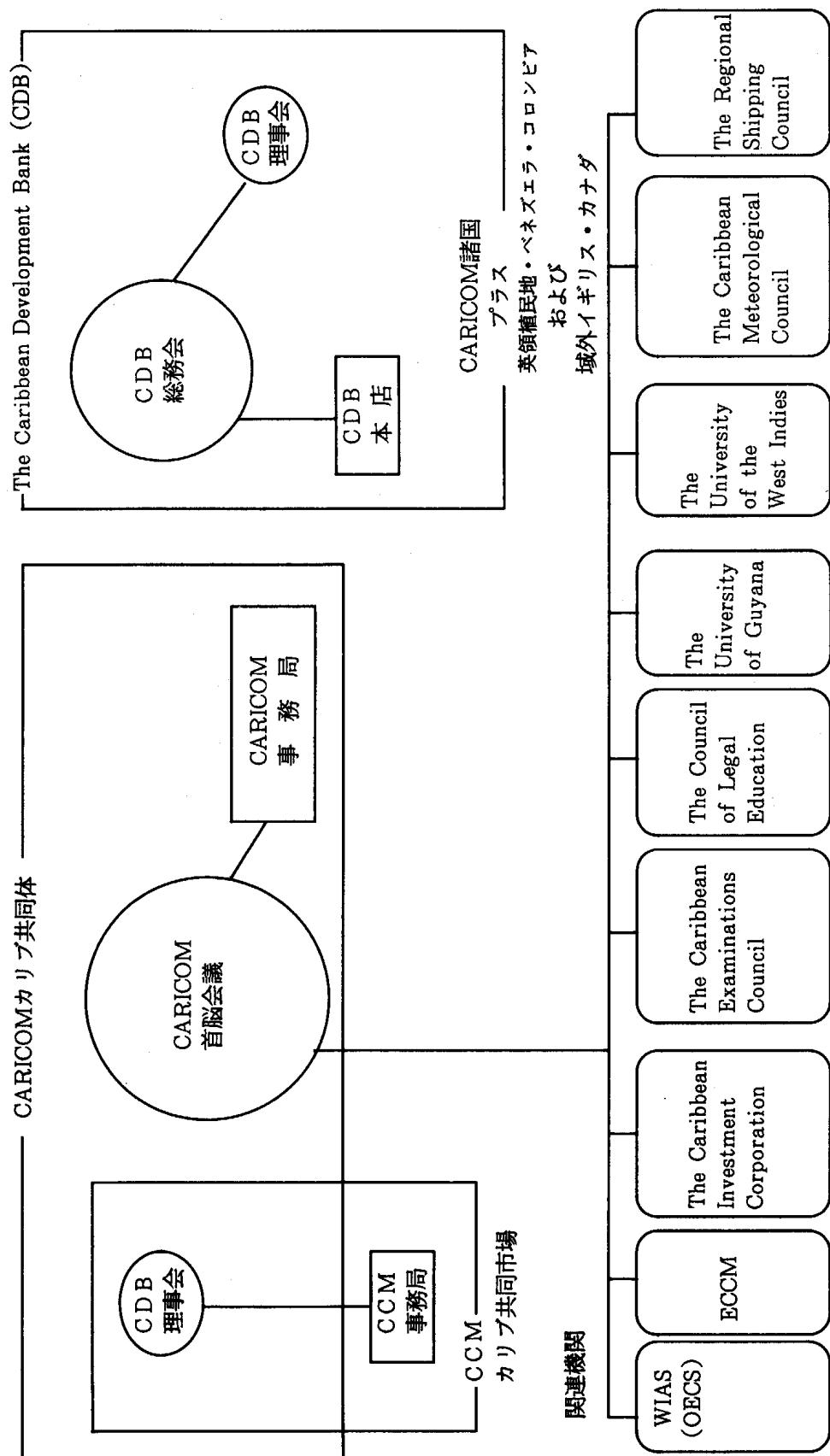


表3：東カリブ海諸国機構構図
OECS

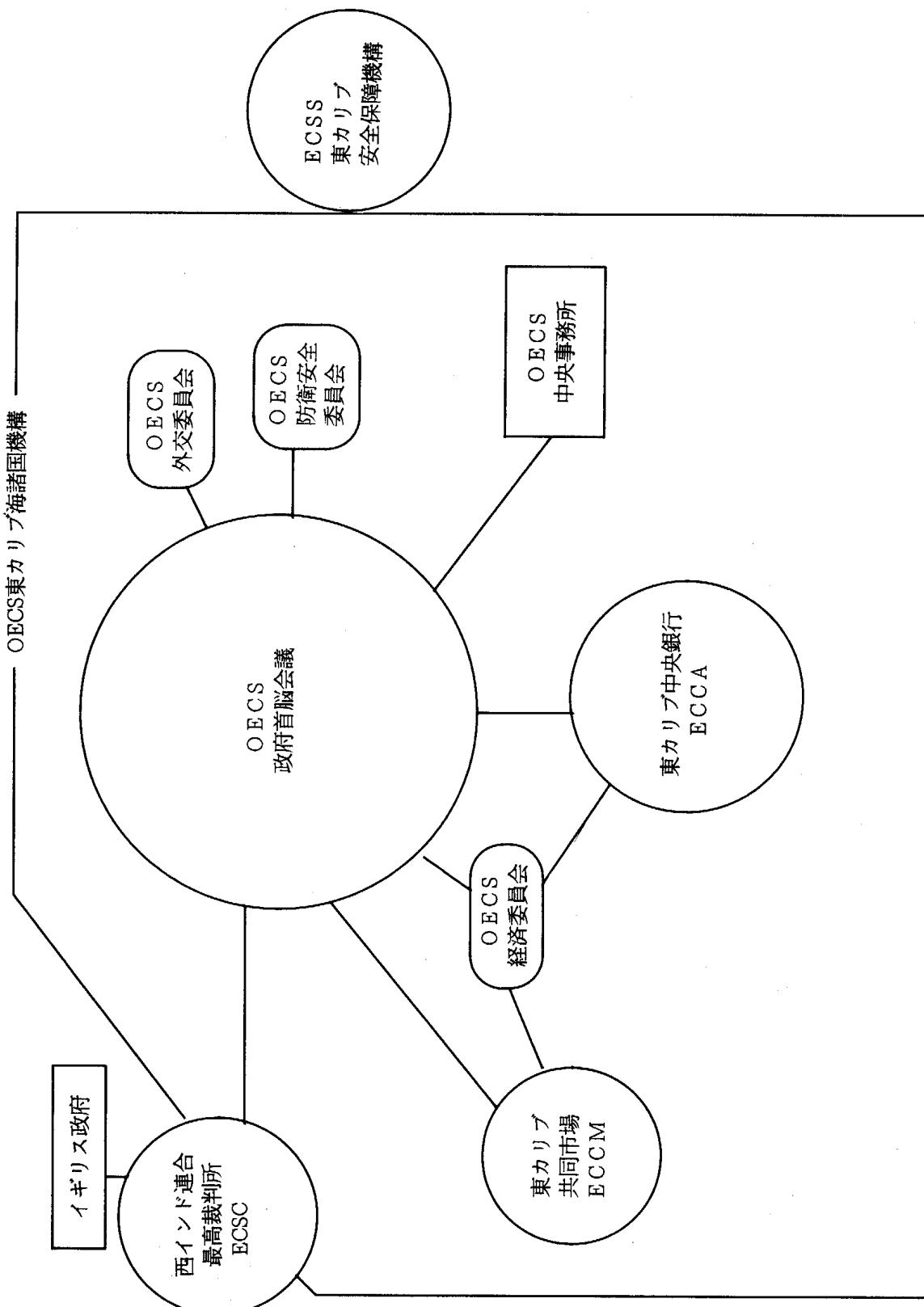


表4. 英連邦カリブ海諸国と国際機構（1983年時点の加盟状況）

	英領 イ ン ド 連 邦 W I F 1958年	西 カ リ ブ 自 由 貿 易 連 合 C A R I F T A 1968年	カ リ ブ 共 同 体 C A R I C O M 1973年	カ リ ブ 共 同 市 場 C C M 1973年	カ リ ブ 開 発 銀 行 C D B 1970年	西 イ ン ド 連 合 州 W I A S 1967年	西 イ ン ド 連 合 州 E C S C 1965年	東 カ リ ブ 共 通 最 高 裁 E C C A 1965年	通 貨 局 E C C A 1965年
グレナダ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セント・クリストファー・ネビス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アンチグア・バーブーダ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドミニカ国	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セント・ビンセント・グレナディーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セント・ルシア	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モントセラート (英領)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アンギラ(英領)	○					○	○		
英領バージン諸島 (英領)						○		○	
バルバドス	○	○	○	○	○				
ジャマイカ	○	○	○	○	○				
トリニダード・トバゴ	○	○	○	○	○				
ガイアナ		○	○	○	○				
ベリーズ	○	○	○	○	○				
パハマ		○	○	○	○				
タークス・カイコス 諸島(英領)						○			
ケイマン諸島(英領)						○			
ペネズエラ						○			
コロンビア						○			
アメリカ合衆国									
カナダ						○域外加盟			
イギリス						○域外加盟			

東カリブ 共同市場 ECCM 1968年	東カリブ 海 諸 国 OECS 1981年	侵 攻 国 1983年	東カリブ 安全保障 機 構 ECSS 1982年	米州機構 OAS 1951年	米州相互 援助条約 RIOT 1948年	米 州 開発銀行 IDB 1959年	ラ テ ン アメリカ 経済機構 SELA 1976年	国連憲章 UN 1946年	
○	○			○			○	○	グレナダ
○	○			○			○	○	セント・クリスト ファー・ネビス
○	○	○	○	○			○	○	アンチグア・バーブ ーダ
○	○	○	○	○			○	○	ドミニカ国
○	○	○	○	○			○	○	セント・ビンセント・ グレナディーン
○	○	○	○	○			○	○	セント・ルシア
○	○							○	モントセラート (英領)
								○	アンギラ (英領)
								○	英領バージン諸島 (英領)
○	○	○			○	○	○	○	バルバドス
○			○		○	○	○	○	ジャマイカ
			○	○	○	○	○	○	トリニダード・トバゴ
		オブザ-バ-			○	○	○	○	ガイアナ
							○	○	ベリーズ
			○		○		○	○	バハマ
								○	タークス・カイコス 諸島 (英領)
								○	ケイマン諸島 (英領)
				○		○	○	○	ペネズエラ
				○		○	○	○	コロンビア
○			○	○	○	○	○	○	アメリカ合衆国
		オブザ-バ-			○		○	○	カナダ
					○		○	○	イギリス

Mini-International Organizations and International Conflict

-The Case of Intervention in Grenada-

Mariko Shoji

The purpose of this paper is to study the behaviors of mini-international organizations in the face of intervention in Grenada.

The four international organizations related to this case are the United Nations (UN), the Organization of American States (OAS), the Caribbean Community, the Organization of Eastern Caribbean States (OECS).

After World War II these two reasons to set up the mini-international organizations could be found : One was decolonization and the other was the institutionalization of international societies. In the Caribbean basin, many mini-states which became independent from England could not, however, reach full independence. The various remaining colonial institutions became international organs in mini-international organizations. For example the member states of the OECS share the common organs of this international organization. Thus a political accident in one of these member states means an accident for all the member of the OECS immediately.

When OECS invaded Grenada, the Caribbean Community could not take any action on it. Because some of the member states participated in invading Grenada, while the other states protested against this invasion. The OAS did not adopt any resolution, and they did not give any support to this invasion. In the UN, the majority of member states criticized this invasion, and then adopted a resolution to condemn this invasion. In the process of conflict resolution, each international organization showed different reactions. These organizations took actions based on political judgement, further they distributed their political roles. To endanger the roles of these international organizations was out of order.

From the view point of a theory of International Organizations, the role of the mini-international organizations in the international conflict should be positively estimated. It would be important, however, to consider mini-international organizations in the process of conflict resolution by all the international organizations.